2　振替特別法人出資についての国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令第二条第一項並びに第三条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	機構その他の第三者	機構
第三条第二項第二号	出資の金額及び出資証券の番号	出資の金額
第三条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

3　振替特別法人出資についての国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令第三条第一項並びに第四条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	機構その他の第三者	機構
第四条第二項第二号	出資額及び出資証券の番号	出資額
第四条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

4　振替特別法人出資についての国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令第三条第一項並びに第四条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	機構その他の第三者	機構
第四条第二項第二号	出資額及び出資証券の番号	出資額
第四条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

5　振替特別法人出資についての国立研究開発法人理化学研究所法施行令第三条第一項並びに第四条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	研究所その他の第三者	研究所
第四条第二項第二号	出資額及び出資証券の番号	出資額
第四条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

6　振替特別法人出資についての国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令第四条第一項並びに第五条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	機構その他の第三者	機構
第五条第二項第二号	出資額及び出資証券の番号	出資額
第五条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

附　則

この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十六号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　石破　茂

国土調査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂